

第1章

計画の概要

第1節 計画の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

本市の障がい者福祉施策は、平成24年3月に策定された、小千谷市障がい者計画において、障がいのある人¹が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な施策を展開するとともに、地域生活への支援の充実に努め「ノーマライゼーション²」・「リハビリテーション³」のもと、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念ののっとり、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、平成25年から平成29年度を計画期間とする第3次障害者基本計画を策定しました。この第3次障害者基本計画では、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限度発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、国が取り組むべき障がい者福祉施策の基本的な方向が定められています。

このような状況の中、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画期間とした小千谷市障がい者計画の計画期間の終了に伴い、障害者基本法や国の第3次障害者基本計画を基本として、本市における障がいのある人を取り巻く環境とニーズの変化等に対応するために、計画の見直しを行い、新たに平成29年度から平成33年度までの小千谷市障がい者計画を策定するものです。

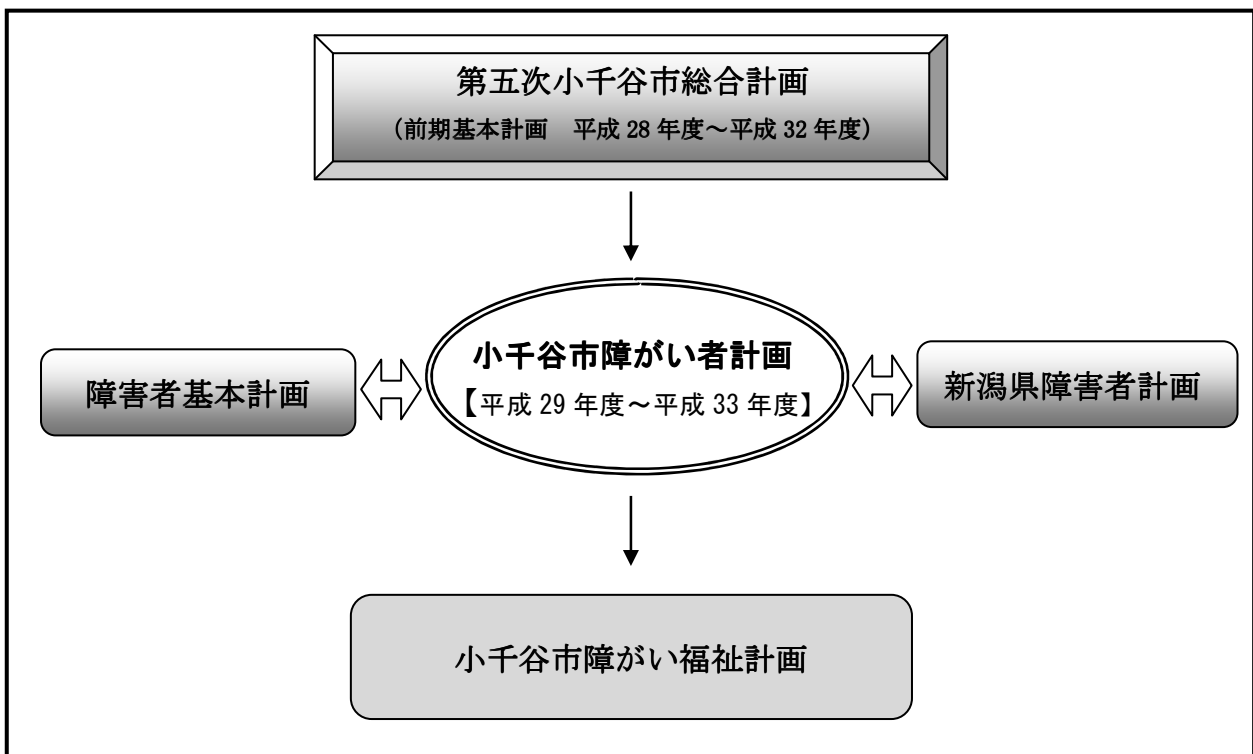
¹ 障がいのある人（又は障がい者） この計画の「障がいのある人（又は障がい者）」は、障害者基本法に基づき「身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人ならびにてんかん・自閉症その他の発達障がいのある人、難病に起因する身体または精神上の障がいのある人であって、継続的に生活上の支障がある人」とする。

² ノーマライゼーション あらゆる人々がともに住み、ともに生活できるような社会を築くこと。

³ リハビリテーション 障がいのある人の力を最大限に引き出し、身体的・心理的・社会的・職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことであり、単に運動障がいの機能回復訓練の分野だけではない。

第2節 計画の位置づけ

本計画は「第五次小千谷市総合計画」を最上位計画とする個別部門計画であり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村計画として、障がいのある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進するための基本的な計画です。「第4期小千谷市障がい福祉計画」などの計画とも整合性を図りながら、各分野における各種施策を総合的に推進するための目標を掲げます。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間としています。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
見直し		小千谷市障がい者計画(平成29年度～平成33年度)			見直し
第4期小千谷市障がい福祉計画 (平成27年度～平成29年度)		第5期小千谷市障がい福祉計画 (平成30年度～平成32年度)			

